

長野県環境影響評価条例に基づく事後調査報告書に対して、環境保全の見地からの御意見をお寄せください

令和7年度の調査結果についてとりまとめた事後調査報告書の内容について、令和8年8月13日(木)までに環境保全の見地からの御意見をお寄せください。

事後調査報告書が提出された事業

5事業(概要は別紙のとおり)

事後調査報告書の縦覧期間等

期間	令和8年7月14日(火)から令和8年8月13日(木)まで (土・日曜日及び祝日を除きます。)
時間	午前8時30分から午後5時15分まで
場所	別紙のとおり

県のホームページでも事後調査報告書の内容を御覧いただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/tetsuzukichu/index.html>

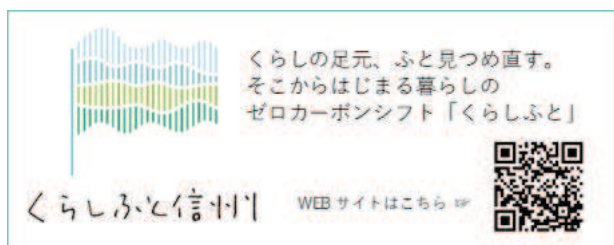
環境保全の見地からの意見の提出方法等

提出先	〒380-8570(県庁専用郵便番号であり所在地の記載は省略できます。) 環境部環境政策課環境審査係 ファックス:026-235-7491 ながの電子申請サービス https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=74257
提出期限	令和8年8月13日(木)まで
提出方法	氏名、住所、報告書の名称及び意見を日本語により記載の上、上記提出先に郵送、持参、ファックス又はながの電子申請サービスで提出してください。 (意見書の形式については、別添の様式を参考にしてください。)
意見の取扱い	いただいた御意見に配意の上、必要に応じて、環境保全の措置を講ずるよう事業者に求めます。 ※いただいた個人情報、他の目的には使用しません。 ※提出された御意見について、個別の回答は行いませんので御了承ください。

【参考】

○事後調査とは

環境影響評価は事業の着手前に実施するため、その予測結果や環境保全措置の効果は不確実性を有しています。このため、事業者は、工事中及び供用後の実際の環境の状況や環境保全措置の効果等を把握するため、事業着手後に事後調査計画に基づき調査を行い、その結果を事後調査報告書として取りまとめます。事後調査の結果、必要に応じて、事業者は環境保全措置や事業内容の見直しを行います。



(問合せ先)

担 当 環境部環境政策課環境審査係 河内、中村
電 話 026-235-7163(直通)
026-232-0111(代表)内線 2782
F A X 026-235-7491
e-mail kankyo@pref.nagano.lg.jp

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）のの流れ

